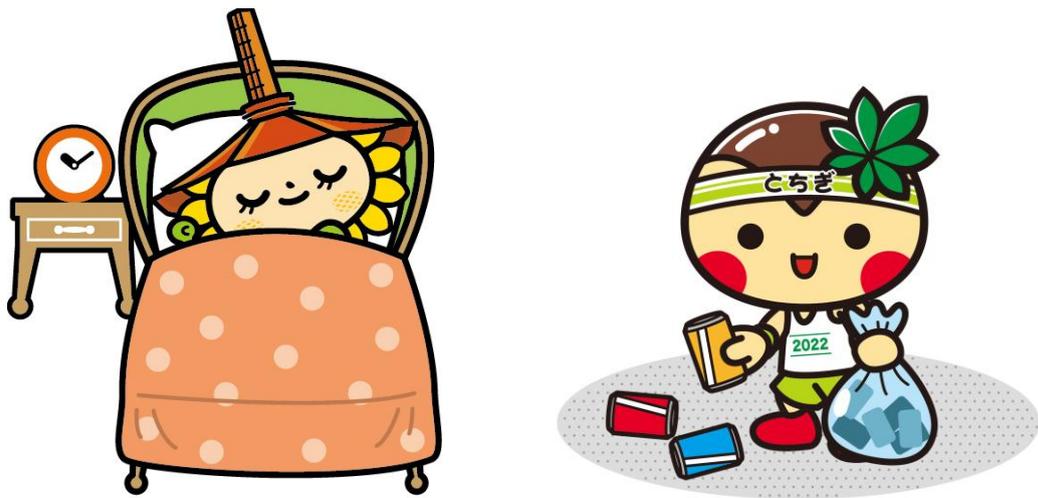


いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会 第3回 宿泊衛生専門委員会



いちご^{いちえ}一会とちぎ国体

第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

【大会会期：令和4年(2022年)10月1日(土)～10月11日(火)】

野木町競技日程

デモンストラレーションスポーツ(バウンドテニス) 令和4年(2022年)9月4日(日)

正式競技(ハンドボール) 令和4年(2022年)10月6日(木)～10月8日(土)

書面開催

資料目次

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会 第3回 宿泊衛生専門委員会

(1) 報告事項

報告事項1 いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会
宿泊衛生専門委員会委員の変更・・・・・・・・・・・・・P1

報告事項2 栃木県版新型コロナウイルス感染症感染対策ガイドライン・・・・・・・・・・・・・P2

(2) 審議事項

議案第1号 いちご一会とちぎ国体 野木町医療救護対策実施要領(案)・・・・・・・・・・・・・P3

議案第2号 いちご一会とちぎ国体 野木町食品衛生対策実施要領(案)・・・・・・・・・・・・・P9

議案第3号 いちご一会とちぎ国体 野木町感染症(防疫)対策実施要領(案)・・・・・・・・・・・・・P10

議案第4号 いちご一会とちぎ国体 野木町環境衛生対策実施要領(案)・・・・・・・・・・・・・P12

◆参考資料

いちご一会とちぎ国体野木町医療救護対策要項・・・・・・・・・・・・・P14

いちご一会とちぎ国体野木町食品衛生対策要項・・・・・・・・・・・・・P16

いちご一会とちぎ国体野木町感染症(防疫)対策要項・・・・・・・・・・・・・P17

いちご一会とちぎ国体野木町環境衛生対策要項・・・・・・・・・・・・・P18

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会専門委員名簿・・・・・・・・・・・・・P20

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会専門委員会規程・・・・・・・・・・・・・P21

◇別冊資料

いちご一会とちぎ国体競技会における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン

報告事項 1

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会 宿泊衛生専門委員会委員の変更

令和3年1月29日から令和3年11月19日までの間における実行委員会の役員及び委員等の変更については、下記のとおりである。

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会会則第13条第4項の規定により会則第8条の規定を準用し、報告する。

【変更のある委員】

所属機関・団体	役職名	新任者	前任者	備考
野木町観光協会	会長	寺内 浩	岡部 美喜男	
野木町町民生活部健康福祉課	課長	松原 一敏	石渡 真	
野木町町民生活部生活環境課	課長	橋本 利男	知久 佳弘	
野木町町民生活部生活環境課 環境リサイクル係	課長補佐	柏崎 孝	岡部 浩一	
野木町町民生活部健康福祉課 健康増進係	課長補佐	清水 義勝	吉田 孝	

栃木県版新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策について、別冊資料のとおり栃木県で感染防止対策ガイドラインを策定したので、報告します。

野木町で開催する競技会においても、いちご一会とちぎ国体野木町感染症(防疫)対策要項(令和2年度策定済み)や栃木県版感染防止対策ガイドラインに基づき実施していきます。なお、今後の新型コロナウイルス感染症等の影響により、県版感染防止対策ガイドライン等が変更となった際は、その変更に基づき、最新のガイドラインにより実施いたします。

審議事項

いちごいちえ 会 とちぎ 国体

The 77th National Sports Festival

夢を感動へ。感動を未来へ。2022

いちご一会とちぎ国体野木町医療救護対策実施要領(案)

1 目的

この要領は、「いちご一会とちぎ国体野木町医療救護対策要項」に基づき、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）における医療救護の実施に関して、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会実行委員会と相互に連絡調整を図り、医療機関、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

3 競技会場における医療救護

(1) 救護所の設置

- ア 競技会場に救護所を設置し、必要に応じて医師、看護師、保健師及び係員等を配置する。
- イ 救護所は、救護活動及び競技に支障のないよう適切な場所に設置し、内部は衛生管理に留意をするとともに、外部から見えないよう配慮する。
- ウ 救護所を明示する看板等を設置する。
- エ 設置期間は、原則として競技会の競技日とする。
- オ 開設時間は、原則として競技開始30分前から競技終了時までとし、必要に応じて延長することができるものとする。

(2) 救護所における業務

- ア 傷病者が発生した場合は、必要に応じ応急処置を行うとともに、処置記録兼診療依頼書（様式第1号）に所定の事項を記載する。
- イ 傷病者を医療機関に搬送する必要がある場合は、直ちに救急自動車等の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとし、医療機関を受診する傷病者へ所定の事項を記載した処置記録兼診療依頼書（様式第1号）を交付する。医療機関に搬送しない場合は、最寄りの医療機関を紹介するなど、適切な措置を講じる。
- ウ 救護所係員は、傷病者を医療機関に搬送した場合は、速やかに実行委員会事務局職員へ報告する。また、傷病者のその後の病状経過を把握するように努める。

(3) 医薬品等の配備

- ア 救護所に、医薬品、医療機器、AED等必要な物品を配備する。
- イ ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

4 練習会場における医療救護

関係機関・団体と協議のうえ、必要に応じて前項に準じる。

5 宿舎における医療救護

- (1) 宿舎の責任者は、傷病者が発生した場合、必要に応じて救急自動車等の出動を要請や最寄りの医療機関を紹介するとともに、実行委員会に報告する。また、医療機関を利用するような状況になった際には、チーム関係者を必ず同伴させる。
- (2) 実行委員会は、宿舎の責任者に対し、医療機関を利用する状況が生じた場合は速やかに実行委員会へ報告するよう周知徹底を図る。
- (3) チーム関係者等は、傷病者が医療機関に搬送された場合、実行委員会に下記の事項を報告（夜間の場合は翌日）する。
 - ア 傷病者の住所、氏名、性別、年齢及び連絡先
 - イ 参加区分及び競技種目
 - ウ 宿舎名及び連絡先
 - エ 事故（傷病）の発生時間、発生場所、傷病内容、発生原因、処置内容、使用医薬品及び現在の状況
 - オ 搬送した医療機関及び搬送方法
 - カ 付添者の氏名及び連絡先

6 関係機関への協力要請

実行委員会は、医療機関及び消防本部に対し、傷病者の受け入れ等医療救護対策への協力を要請する。

7 医療費の負担

- (1) 競技会場及び練習会場での応急処置にかかる経費は、実行委員会が負担する。
- (2) 傷病者は、医療機関において健康保険証を提示して受診した場合には医療費の本人負担分を、健康保険証を提示しないで受診した場合には医療費の全額を負担する。

8 事務処理

救護所等の医師、看護師、保健師、係員等は、お互いに連携を図り、次の書類に所定の事項を記載処理し、当日の業務終了後、速やかに実施本部に提出する。

- (1) 処置記録兼診療依頼書（様式第1号）
- (2) 救護日誌（様式第2号）
- (3) 救護所等取扱患者一覧表（様式第3号）

9 その他

- (1) 医療救護関係者は下記のこと留意する。
 - ア 傷病者の状況を記録し、関係者からの問い合わせに支障のないよう配慮する。
 - イ 傷病者のプライバシーの保護に努める。
- (2) この要領に定めるもののほか、医療救護に関して必要な事項は、別に定める。また、大会の開催に伴い実施する事業については、実情に応じてこの要領の例による。

処置記録兼診療依頼書

1 処置記録

発症場所		発行番号		No.		
		発行日時		年 月 日		
		・競技中・観戦中・移動中 ・その他 ()		時 分 頃		
受診者情報	ふりがな 氏名	参加区分		選手・監督・役員・観客 その他 ()		
	生年月日 他	M・T・S・H・R 男・女 年 月 日生 歳	競技名			
	住所 連絡先	都道府県名 ()		会場名		
		(TEL - -) (携帯 - -)		付添者	(TEL - -)	
保険証の有無		有 ・ 無				
応急 処置 の 内 容	傷病内容	胃腸障害 感冒 貧血 頭痛 熱中症 疲労 眼症 耳症 打撲 捻挫 骨折 脱臼 筋腱断裂 挫創 切創 裂創 歯牙外傷 その他 ()				
	受傷部位					
	発症(事故) 原因					
	処置内容	処置時間： 時 分				
	使用医薬品					
	搬送	有 ・ 無	体温	℃	血圧	/ mmHg
救護所対応医師・看護師等氏名 _____						

搬送先医療機関 担当医 様

いちご一会とちぎ国体において発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

年 月 日
いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会
会 長 真 瀬 宏 子

※ 本書を医療機関へ送付すること並びに搬送先医療機関からいちご一会とちぎ国体野木町実行委員会に返送することについては、個人情報の保護に万全を期すとともに、大会の統計資料及び保健所等が行う感染症や食中毒等の調査に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

同意欄(署名) _____

FAX 送信表

【救護所で記載】

取扱救護所	診療依頼書発行番号
-------	-----------

宛先：いちご一会とちぎ国体 野木町実行委員会事務局 宛

FAX 番号 0280-57-4914

下記の診察状況欄に記入後、この用紙(裏面)のみをいちご一会とちぎ国体野木町実行委員会事務局まで FAX で送信いただきますようお願いいたします。

※本紙の記入は医師以外の方(事務員、看護師等)で構いません。

搬送先医療機関における診察状況	1、傷病名	
	2、治療内容・使用医薬品	
	3、その他	
	診察医師名	
発信者名(ゴム印可)	医療機関名	担当者(所属)
	住所	(氏名)
	TEL	FAX

※ ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。

TEL 0280-57-4258

いちご一会とちぎ国体 野木町実行委員会事務局

いちご一会とちぎ国体野木町食品衛生対策実施要領(案)

1 目的

この要領は、いちご一会とちぎ国体野木町食品衛生対策要項に基づき、第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」（以下「大会」という。）における食品衛生対策の実施について、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会(以下「町実行委員会」という。)は、いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会実行委員会と相互の連携を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、食品衛生対策を実施する。

3 実施内容

(1) 食品衛生に関する知識の普及及び意識の啓発

町実行委員会は、町の広報誌等の広報媒体を活用し、広く食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

(2) 監視・指導

町実行委員会は保健所と連携し、宿泊施設、弁当調製施設、弁当引換所、大会会場等の飲食営業施設及び食品販売店に対しては、監視指導を行い衛生確保に努める。また、土産食品等の食品製造施設、販売施設及び大会会場の食品関係施設に対しても監視・指導を行い、衛生確保や適正表示の徹底を図る。

(3) 食中毒発生時の対応

選手、監督、役員、視察員、報道員及び大会関係者並びに一般観覧者に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要領に定めるもののほか、食品衛生対策に関して必要な事項は別に定める。

(2) 町実行委員会主催イベント等における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要領を準用する。

いちご一会とちぎ国体野木町感染症（防疫）対策実施要領(案)

1 目的

この要領は、いちご一会とちぎ国体野木町感染症(防疫)対策要項に基づき、いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）は、第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」（以下「大会」という。）における感染症(防疫)対策の実施について、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と連携を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得る。また、県実行委員会の定める「いちご一会とちぎ国体競技会における新型コロナウイルス感染症感染防止ガイドライン」（以下、「県版ガイドライン」という。）に基づき、大会における大会参加者等の感染症の発生を予防及びまん延防止を図る。

3 実施内容

(1) 予防・防疫に関する意識の普及及び意識の啓発

町実行委員会は、県実行委員会と連携し、感染症の発生を防止するため選手・監督、役員、視察員、報道員並びに一般観覧者等（以下「大会参加者」という。）に対し、衛生意識の普及啓発を行い、感染症に対する意識の向上に努める。

ア. 県実行委員会が作成した啓発用ポスター・リーフレット等の配布・掲示

イ. 広報誌、ホームページ等による PR

ウ. 各種イベント等による PR

(2) 衛生備品の配備

町実行委員会は、大会期間中における感染症の予防及びまん延を防止するため、大会の競技会場及び練習会場に、必要に応じて手指消毒液やマスク等の衛生備品を配備する。

(3) 感染症患者の発生時の措置

町実行委員会は大会参加者に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には感染症法等に基づく措置を講じるとともに、必要に応じて県南保健所の指導・助言を求め、感染のまん延防止に努める。

(4) 緊急連絡体制の整備

町実行委員会は、大会期間中における感染症の発生に備え、そのまん延を防止するため、関係機関等との緊急連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 県版ガイドラインが改定された際は、最新の県版ガイドラインに基づくものとする。

(3) 町実行委員会主催イベント等における防疫対策についても、必要に応じてこの要領を準用する。

いちご一会とちぎ国体野木町環境衛生対策実施要領(案)

1 目的

この要領は、いちご一会とちぎ国体野木町環境衛生対策要項に基づき、「いちご一会とちぎ国体」(以下「大会」という。)における環境衛生対策について必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会(以下「町実行委員会」という。)は、いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会実行委員会(以下「県実行委員会」という。)と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 実施項目

(1) 環境衛生に対する意識の向上

町実行委員会は関係機関・団体等と連携し、町民及び大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 競技会場の環境美化

ア. 競技会場及び練習会場(以下「競技会場等」という。)には、ごみの分別ができるごみ分別容器を設置し、分別収集を徹底する。また、可能な限りリユース及びリサイクルに努め、リサイクルができない廃棄物については、適正な処理を行う。

イ. 競技会場等の清掃は会場ごとに清掃体制を整え効果的に実施する。

ウ. 競技会場等のトイレ(仮設を含む。)は清掃、点検、し尿の汲み取りを行い、衛生的に管理する。

(3) 生活環境の美化

町実行委員会は関係機関・団体等と連携し、競技会場等及び宿舎周辺の道路、河川、公園等の美化の推進に努める。

(4) 宿舎の衛生対策

町実行委員会は関係機関と連携し、宿泊施設に対し、宿泊者が快適な条件のもとに過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導する。

(5) 飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(6) 衛生害虫の対策

町実行委員会は、必要に応じて民間団体・地域住民等の協力を得て、ねずみ及び衛生害虫の発生防止対策の啓発、予防・駆除の指導に努める。

(7) 動物の適正管理

町実行委員会は競技会場等の周辺における動物の危害の防止を図るため、関係機関・団体等との連携に努める。

4 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、環境衛生対策の実施について必要な事項は別 に定める。
- (2) 町実行委員会主催イベント等における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要領を準用する。

参考資料

夢を感動へ。感動を未来へ。

いちご  いちえ  とちぎ  国体 

いちご一会とちぎ国体野木町医療救護対策要項

1 目的

この要項は、「いちご一会とちぎ国体野木町医事衛生基本計画」に基づき、第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」（以下「大会」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）は、いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会栃木県実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護対策を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員等を配置する。

(3) その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）等を配備する。

4 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送するものとする。

5 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

6 炬火イベント等における医療救護

本町内における炬火イベント等の開催に際しては、必要に応じて医療救護を実施する。

7 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病又は負傷した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介、または、救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本町実行委員会に連絡する。また、町実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

8 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関と協議して定める。

9 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者

が負担するものとする。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 町実行委員会主催イベント等及び競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和3年3月19日から施行する。

いちご一会とちぎ国体野木町食品衛生対策要項

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体野木町医事衛生基本計画に基づき、第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における大会参加者等の食中毒の発生予防に努め、飲食物の安全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）は、いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会実行委員会と相互の連携を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、宿泊施設及び食品関係施設の監視、指導を行い、食品衛生に対する意識の向上を図る。

3 実施業務

(2) 食品衛生に関する知識の普及及び意識の啓発

広く食品衛生に関する知識の普及等を図るとともに、食品の自主的な衛生管理を促進する。

(2) 監視・指導

保健所と連携し、宿泊施設、弁当調製施設、弁当引換所、大会会場等の飲食営業施設及び食品販売店に対しては、重点的に監視指導を行う。また、土産食品等の食品製造施設、販売施設及び大会会場の食品関係施設に対しても監視・指導を行い、衛生確保や適正表示の徹底を図る。

(3) 食中毒発生時の対応

選手、監督、役員、視察員、報道員及び大会関係者並びに一般観覧者に食中毒患者が発生した場合は、法令等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項の定めるもののほか、食品衛生対策に関して必要な事項は別に定める。

(2) 町実行委員会主催イベント等における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和3年3月19日から施行する。

いちご一会とちぎ国体野木町感染症（防疫）対策要項

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体野木町医事衛生基本計画に基づき、第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における大会参加者等の感染症の発生を予防するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会は、いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会実行委員会と相互の連携を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、感染症（防疫）対策を実施する。また、防疫に対する意識の向上を図る。

3 実施業務

（1）感染症予防意識の向上

感染症の発生予防のため防疫に関する知識の普及及び注意喚起を図る。

（2）感染症に関する情報の収集及び提供

流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用して大会参加者等への情報提供及び注意喚起に努める。

（3）健康診断等の実施

消化器系感染症の発生予防を重点とし、必要に応じて健康診断、その他必要な検査等の実施を敢行するよう指導し、ウイルス等保有の有無を確認する。検査の結果、陽性等が分かった際は、法令等に基づいた対応をとる。

（4）感染症患者に対する措置

選手、監督、競技役員、大会関係者及び一般観覧者に感染症患者（疑似患者及び無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、法令等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

この要項に定めるもののほか、防疫対策に関して必要な事項は別に定める。

（1） 町実行委員会が主催するイベント等についても、必要に応じてこの要項を準用する。

（2） 新型インフルエンザ等に関する対策については、公益財団法人日本スポーツ協会や栃木県が作成する対策等に基づき、対応するものとする。

いちご一会とちぎ国体野木町環境衛生対策要項

1 目的

この要項は、「いちご一会とちぎ国体野木町医事衛生基本計画」に基づき、「いちご一会とちぎ国体」（以下「大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会は、いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 実施項目

（1）環境衛生に対する意識の向上

関係機関・団体等と連携し、町民及び大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

（2）会場の環境美化

関係機関・団体等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

（3）生活環境の美化

関係機関・団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

（4）宿舎の衛生対策

関係機関・団体等と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもとに過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導する。

（5）廃棄物の処理

会場等における廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、可能な限りリユース及びリサイクルに努める。また、リサイクルができない廃棄物については、適正な処理を行う。

（6）飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

（7）衛生害虫の対策

民間団体、地域住民等の協力を得て、ねずみ及び衛生害虫の発生防止対策の啓発、予防・駆除の指導に努め、環境の浄化を図る。

（8）動物の適正管理

関係機関・団体等と連携し、犬の登録等の徹底に努め、会場・宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。また、飼い犬・猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

（9）受動喫煙防止対策

必要に応じて会場等に喫煙所を設置するとともに、受動喫煙防止対策に努める。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 町実行委員会主催イベント等、また競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会

宿泊衛生専門委員会組織

No.	選出区分	機関・団体名	役職	氏名	備考
1	産業・経済関係	野木町商工会	会長	小島 三利	
2		小山農業協同組合野木支店	課長	木村 由子	
3		野木町青少年クラブ	会長	岩崎 千昌	
4		野木町認定農業者協議会	会長	老沼 利治	
5	宿泊・観光関係	野木町観光協会	会長	寺内 浩	
6		一般社団法人栃木県旅行業協会	事務局長	桑原 恵子	
7		公益社団法人栃木県食品衛生協会野木支部	支部長	木塚 淳一	
8		野木町食生活改善推進員協議会	会長	三井 玲子	副委員長
9	医療関係	一般社団法人小山地区医師会野木支部	代表理事	岩崎 裕子	
10		医療法人社団友志会	統括マネージャー	飯野 文子	
11	町関係	町民生活部	部長	寶示戸 浩	委員長
12		健康福祉課	課長	松原 一敏	副委員長
13		産業課	課長	潮 和巳	
14		生活環境課	課長	橋本 利男	
15		生活環境課環境リサイクル係	課長補佐	柏崎 孝	
16		健康福祉課健康増進係	課長補佐	清水 義勝	
17		産業課農業振興係	係長	島田 悟司	

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会会則（令和元年9月25日施行）第13条第2項の規定に基づき、いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項)

第2条 専門委員会の名称並びにいちご一会とちぎ国体野木町実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからいちご一会とちぎ国体野木町実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、又は議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期を準用する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、そ

れぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年2月17日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 町民協働に関すること。 5 観光・接伴に関すること。 6 炬火イベントに関すること。 7 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技会の運営に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設の整備に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊及び配宿計画に関すること。 2 環境衛生及び食品衛生に関すること。 3 医療救護に関すること。 4 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 消防・警備に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること

いちご一^{いちえ}会とちぎ国体

第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022



ハンドボール
(正式競技)



バウンドテニス
(デモンストレーションスポーツ)

【事務局】

いちご一^{いちえ}会とちぎ国体実行委員会事務局
(野木町教育委員会事務局 生涯学習課国体推進係)
〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町大字丸林571
(野木町公民館内)

TEL : 0280-57-4258 FAX : 0280-57-4914

E-mail: kokutai@town.nogi.lg.jp

HP <http://www.town.nogi.lg.jp/page/dir004093.html>